

支那古代の物價調節策について

重松, 俊章

<https://doi.org/10.15017/2344468>

出版情報 : 史淵. 1, pp. 71-83, 1929-11-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

支那古代の物價調節策について

重 松 俊 章

(一)

私は右の様な題目で本日講演する御約束をいたしました。が、元來經濟學の方面は全く素人でありまして、斯う云ふ問題を學理的に取扱ふ資格は全くないのであります。

但、平常、支那の古書に親む機會が多く、且つ經濟の方も素人ではありませんが頗る興味を有つておりますので、二三、目にふれた關係資料を書留めておいた事がありますから、本日はそれを御紹介するつもりで右様の講演題目を掲げた次第であります。

儲、支那古代の物價調節策とありますが、實は調節策の殆ど全部に亘つて廣く御話するといふ譯ではありません。此處で私の申述べようとするのは主として平糶、斂散と稱する穀價調節の一方方法で、その時代も主として春秋戰國から漢代に亘る間、即

前六五〇年から二百年頃迄の間に支那の一部に行はれた方法について御話するの
であります。

この平糶、斂散法の意義は後で詳しく申述べますが、これは後に起つて來る處の常
平倉や、平準、均輸の法なども頗る密接な關係に立つてゐるのでありますから、勢ひ
之等の事柄にも説き及ぼす事になるのであります。

儲、亦この方面の材料は可なり多いやうでありますが一にまとまつた詳しいもの
は古い處では不幸にして残つておりません。

今此處に寡聞な私の見聞した處をあげますと、左の如くであります。

- (1) 周禮(卷十五)地官大司徒(泉府の條)
- (2) 管子(山國軌、國畜、山至數、輕重等の諸篇)
- (3) 孟子梁惠王上篇
- (4) 史記(卷三十)平準書
- (5) 漢書(卷廿四)食貨志
- (6) 鹽鐵論(漢桓寬撰、卷一——二、本義、錯幣)

(7) 晉書卷廿六食貨志

(8) 宋鄭樵通志卷六十二食貨略

(9) 元馬端臨通考卷廿一廿二市糴常平倉の條

などが先づ普通の參考書で、その他、零碎な文獻は先秦や秦漢時代の諸子百家の書を
搜羅せねばなりません。

(二)

支那で通常最古の經濟資料とされておるものは御承知の如く春秋時代の後半に
齊桓公の宰相として活躍した管仲(古字筦仲とも書く字夷吾?、左傳閔元年には管敬
仲とあり)の遺書だといはるゝ管子であります。

此の書が管仲の手になつたものか否かについては古來學者の間に議論のある處
で、實際、テキストについて精細に調べて見ると、管仲以後に起つた歴史上の出來事や
ら、思想や學說などが殆ど隨所に記載せられてゐるのであるから、少くとも現存の形
のままの管子は、決して管仲の手になつたものとは云へない。併し漢代以後管子は

管仲の遺書として傳へられて來たのであるから、全然之を管仲に關係なしと見るのも餘りに獨斷突飛であるといふ事から、その中の一部分は少くとも管仲の思想であるが、後人の改竄増補した部分も頗る多いものだといふ風に多くの學者は考へてゐるのであります。併しどの部分が管仲の原文でどの部分が後人の手になつたかといふ事になると殆ど見當がつかぬといふ有様であります。司馬遷は史記の管晏列傳の贊で吾讀管氏牧民山高乘馬輕重九府及晏子春秋などといつてゐますから、之等の諸篇は少くとも司馬遷時代から完全に傳はつて來たものでないとかいふ學者もあるが、而かも之等の諸篇の中にすら、管子以後の出來事や思想が包含されてゐるのだから全く以て何處迄が管仲の手になつた實物かといふ事は見當が付き兼ねる譯である。

私がこの講演材料として前に擧げた管子の諸篇もかゝる譯で管仲の手になつたものかどうかどうか明かでない。否、むしろ私は之等の諸篇に現はれた思想は支那に於ける經濟現象の發達の歴史から見て戰國末から秦漢時代のもの（前三四世紀以後）でないかと考へておるのであります。

儲、その管子の中に斂散法と稱する一種の物價(むしろ穀價調節法)が出ております。管子管仲の思想か否か不明。但管仲の思想なりと稱せられる支那古代の經世書の中では

(一)需要供給の關係

(二)貨幣の數量とその流通力の増減

(三)生産費の多少

(四)分配の不平均

などいふ物價變動の原因に關する平凡な理論は隨所に記述されてあります。(管子廿四卷輕重篇に、

滕魯之粟。釜百。則使吾國之粟釜千。滕魯之粟。四流而歸我。若下深谷者。とあるのは物價が需用の緩急によつて支配せらるゝものなる事を述べたものである。又

物藏則重。發則輕(卷廿三、揆度篇)とか、

歲有_レ凶穰。故穀有_レ貴賤。令有_レ緩急。故物有_レ輕重。然而人君不能_レ治。故使_レ蓄買游_レ市。乘_レ民之不_レ給。百_中倍其本也。(卷廿二、國蓄篇)

とか、或は

歲適美。則市糶無_レ予(予_レ錢以_レ買_レ之)〔者〕。而狗彘食_レ人食。歲適凶。則市糶。釜十緡。而道有_レ餓民。(國蓄)

などいへるは財貨の分配の不公平や、生産品の數量の多少が物價を左右する事を説いたものである。

乃で之等の物價高低の原因を國家の力で人爲的に排除する方法として斂散法といふものを説いてゐる。乃ち、

幣重而萬物輕。斂_レ萬物。應_レ之以_レ幣。萬物重十信廿二卷山國軌)とか、

夫民有_レ餘。則輕_レ之。故人君斂_レ之以_レ輕。不足重_レ之。故人君散_レ之以_レ重。

斂_レ積之。以_レ輕。散_レ行之。以_レ重。故君必有_レ什信之利。而財之橫。可_レ得而平也。

(以上卷廿二、國蓄篇)

なごいふのがそれで、此處に横とあるのは即 Balance の事で、圈點のある部分から漢代の均輸平準などいふ法が生れたのである。

之によると管子の著者は需給の關係や貨幣の數量等が物價の高低を左右するといふ經濟上の原則を知つて之を應用して物價の調節を圖つたものである。

(三)

儲て此の管子の斂散法に類似の方法が周禮にも見えておる。

周禮は周初(前一一二二は周建國の年とせらる)に國祖武王(發)の弟周公旦が創設した周制を記録したものと成つてゐるが、之も頗る怪しい書物で近來は早くとも戰國時、遅ければ前漢末(劉歆)の製作だとされてゐるものである。乃ち周禮の地官大司徒(民治、教育)の官屬に泉府といふのがある。この役所は市の征布を司どり市貨の讎れざるもの(滯貨)を時價で買上げて、之を一般公衆に掲示して、以つて需要者の求に應ずる職務を有つておるものである(周禮卷十五、地官司徒泉府の條を見よ)

若果して周禮が周初の制度だとすると、管子の斂散法は周禮の泉府の系統に發源

しておるものと見ねばならぬ。

因に、孟子(梁惠王上)の中に、

狗彘食_二人食_一。而不_レ知_レ斂。塗有_二餓莩_一。而不_レ知_レ發。云々。

といふ文句がありますが、之で見ると孟子の時代(前四世紀後半頃)にも既に管子に見えておる斂散法が實行されてゐたものと見ねばならぬ。後漢の趙岐は孟子を註して、此の斂の字を檢と改め、法度の意で、取締るの意味に解釋し、朱熹に至つては斂を解して制するの意としております。之は共に斂散の意義を知らなかつたから來る誤であります(清、王鳴盛十七史商榷卷十二參照)

尙、この孟子の狗彘食_二人食_一の文字は前に掲げました、管子の國蓄篇の歲適美。則市糶無_レ予。而狗彘食_二人食_一。といふ文句と何等か連絡がありさうであります。私見では管子のこの文は孟子から出たものでないかと思ふのであります。

儲次に、時代は孟子より稍々先かと思はれますが、漢書の食貨志卷廿四によると管子の斂散法は戰國の初(前四〇〇—三八〇年頃)に魏文侯(魏斯)に仕へ地力を盡し重農政策を以て魏の富強を致したと稱せらるゝ李悝クワイにより、平糶法チキと稱する一種の物價

調節策として採用せられております。漢書によると、之は一種の米價調節策として李悝が魏國に實行したやうであります。即米價高ければ農民は富を致せど餘民(商工)を害して之を離散せしむる。米價低ければ農民が困苦して耕作を棄つる憂がある。於是乎、官は平糶法を設けて米價を調節して之をして常に平準を得せしむるものである。李悝の考によると、今一家五口を有する農民が、百畝(古字畝)の田を耕し、一畝の收穫を一石半とすれば、一歳の收入、百五十石となる。之より什一の税(十五石)を引き、一家五人の食料(一人、月一石半とす)九十石を去れば、残す處は四十五石となる。之を一石三十錢と見て錢に替ゆると一千五十を得る。此の中から春秋二季の祭祀やら、年中行事の費用(約三百錢)と一家族一年間の被服費(一人三百錢)とを合したものを差引くと四百五十錢の不足を來す。この中には一家の疾病、不幸、死喪や徭役の費などを入れてゐない。かゝれば米價が低廉であつては、農民が常に困苦して耕作を勵めない事になり、従つて生産額の方面に影響するから勢、米價の奔騰を來するのである。仍て爲政者は、年の豊凶、生産の多少によつて起る穀價の極端なる變動を防いで、農民を救はねばならぬと、李悝は考へたのである。

李悝の考によると歳には豊凶がある、今豊年を上中下の三孰に分ち、凶年を大中小の三饑に分つて、左の見積で計算すると、豊年には穀物を粗末にして、凶年には餓莩が途に滿つるといふことになる。

豊年	年	年	年	年	年	年
上 孰	五五〇石	四〇〇石	大 饑	三〇石	一一〇石	
中 孰	四五〇石	三〇〇石	中 饑	七〇石	八〇石	
下 孰	三五〇石	二〇〇石	小 饑	一〇〇石	五〇石	
年 收		殘 餘	凶 年	年 收	不足額	

(漢書では上孰は平年額の四倍の收穫とすれど、かくてはこの見積計算と合せず)

仍で政府は平糶法によつて、豊年の場合は農民より米を買上げ、凶年の場合には之を賣出す。その糶糶(賣買)の割合は年の豊凶の程度によつて、異なり大體左の如くにする。

豊年の時の政府買入額

凶年の時の政府賣出額

大 孰 三〇〇石
中 孰 二〇〇石

大 饑 (三〇〇石)
中 饑 (二〇〇石)

かくする事によつて、米價は自から平準を得て四民苦む事なし。魏文侯は之を領内に施行して富強を得たといふ事である。

尙、この李悝の平糶法實行の基礎をなせる、年豊凶の計算方法は、管子の國蓄篇(卷廿二)中に、中歳と凶歳とも斂散の割合が出てゐるが、恐らく管子と李悝の兩者は同一材料から出たものかと思はれる。

(四)

管子の斂散法が李悝の平糶法と關係連絡のある事はいふ迄もない事であるが、更にこの斂散平糶法から漢代の常平倉が生れたものである。

漢書の食貨志によると、宣帝の時(五鳳四年、前五四年)に年穀が稔つて穀價が暴落し(石、五錢)農民が甚だ苦んだので、時の大司農丞耿壽昌の獻言によつて、邊郡に倉を築いて、穀を貯え、穀賤しき時は、その價を増して、糶入して以て農を利し、穀貴き時は價を減じて糶出する事とした。之が有名な常平倉の起源である。之は明かに耿壽昌が管

子や李悝の斂散平糶の法を利用したものである。この常平倉の穀價平準法は趣旨は善い、が運用の方法が悪かつたものと見えて、間もなく富家豪商の利用する處となつて、細民農家は何等の益を蒙る事がなくなつたので、間もなく有識者の否難を招く事になつた。漢の宣元の際の名士(太子太傅)であつた蕭望之もこの常平倉の害を、既にその始めに當つて(宣帝の時)力説した事が漢書の本傳に見え、又後漢書劉般傳には明帝永平十一年(前六八)政府が常平倉を置かんとした時に、外有利民之名。内實侵刻百姓。豪右因縁爲姦。小民不能得其平と其の害を痛論してゐる。この常平倉は唐宋時代に降ると社倉とか義倉となつて備荒や米價調節などに利用されたがそれでも相當に利害相半ばしたものと見えて、朱子の文集(朱文正公文集)や馬氏の通考などにその弊害を極論してゐる。

(五)

最後に漢の平準、均輸法をのべん。

武帝の時大司農丞、桑弘羊の説にきく(この人は韓非、鼂錯の亞流で刑名家らしい。

鹽鐵論でその思想がうかゞはれるこの二法を行うて、物價の高低を防ぎ、歲入の増大を計つた。この法は諸國に司農丞數十人を派し、均輸官とし、州郡の賦税は、其地の豊貨を以て之に充てしめ、京師に平準官を置きて、その貨を受け、之を匱乏の州郡に轉輸し、物價の平準を圖り、その間に於て自から國家が利益を見る方法で、之は直接、管子や李悝の方法と關係はないやうであるが需給の緩急、財貨の増減によつて物價の高低が左右せらるゝ點に注意し、此の間の原則を巧に利用した點で斂散、平糴の法と一脈の相通點があるのみならず、この平準、均輸の法は既に管子の國蓄篇や輕重篇の中にも明かにその方法が見えておる所で、後來李觀の平準法や王安石の均輸法など皆、之から出たものである。